

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」  
「意見」の措置状況一覧（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
142	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>11. 企業局</p> <p>(1) 下水同維持課</p> <p>・ 履行確認書類の入手不足について（平城浄化センター、朱雀汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ場、精華地区浄化センター、田原地区浄化センター、東部第1地区浄化センター、東部第2地区浄化センター運転管理業務委託）</p> <p>平城浄化センター及び朱雀汚水中継ポンプ場の維持管理業務に係る仕様書では、受注業務の実施状況に関する報告資料の一つとして、「夜間警報監視管理日報」（以下、「夜間日報」）を月1回まとめて提出することを宇陀環境開発株式会社に求めている。また、契約書上、同社は、委託業務を完了したときは仕様書に定める報告書を下水道維持課に提出しなければならず、下水道維持課は同社からの当該報告書を受けて委託業務の履行確認を行い、完全に履行されていない場合には同社に対し履行を求めることとされている。</p> <p>しかし、下水道維持課では、同社から夜間日報の提出を受けていなかった。ただ、夜間の異常や対応作業等の監視結果について一切報告がなかったということではなく、そのような事案があった場合にのみ、当該事項について別の日報に簡略に記載してもらう形での報告を受けることで代えていた。</p> <p>別の日報は夜間の監視結果報告とは別の視点から作成されたものであり、夜間日報とは異なる名称の日報であるため、報告者が夜間の監視結果を漏れなく必要十分に記載していたかという点では疑問がある。少なくとも「異常なし」という積極的な記載がなされていない点は監視結果の報告としては十分ではない。</p> <p>客観的に第三者が見ても適切に業務が完了していることが把握できるように、夜間日報を入手し、履行確認の検査を行うようにされたい。</p>	下水道維持課	措置済	<p>「夜間警報監視管理日報」の書式を、客観的に第三者が見ても適切に業務が完了していることが把握できるよう改めました。</p> <p>その上で平成27年2月から仕様書どおり履行確認を行っております。</p>	平成27年9月30日現在
143	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>11. 企業局</p> <p>(1) 下水同維持課</p> <p>・ 履行確認書類の記載不備について（青山清水園運転管理業務委託）</p> <p>仕様書上、受注業務の実施状況に関する報告資料として、「夜間警報監視管理日報」（以下、「夜間日報」）を月1回提出することを宇陀環境開発株式会社に求めている。</p> <p>また、契約書上、同社は、委託業務を完了したときは仕様書に定める報告書を下水道維持課に提出しなければならず、下水道維持課は同社からの当該報告書を受けて、委託業務の履行確認を行い、完全に履行されていない場合には同社に対し履行を求めることとされている。</p> <p>しかし、青山清水園の維持管理業務に関しては、同社から夜間日報の提出を受けてはいるものの、夜間日報の内容は電力量、汚泥流量、薬品の使用量等の数値の羅列であり、夜間警報の発報の有無や異常対応に関する詳しい記載がなく、業務履行の充分性について外部の第三者からは判断できない報告内容となっている。</p> <p>客観的に第三者が見ても適切に業務が完了していることが把握できるような夜間日報に様式を改め、異常の有無や緊急対応等についてきっちりとコメントを付する運用を徹底するように指導して、履行確認の検査を行うようにされたい。</p>	下水道維持課	措置済	<p>「夜間警報監視管理日報」の書式を、客観的に第三者が見ても適切に業務が完了していることが把握できるよう改めました。</p> <p>その上で平成27年3月から仕様書どおり履行確認を行っております。</p>	平成27年9月30日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」  
「意見」の措置状況一覧（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
145	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見</p> <p>11. 企業局</p> <p>(1) 下水同維持課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事契約の変更について（東部第2-2地区管路施設工事（大保）28工区） 上記の工事契約は当初請負額20,733,300円から1,821,750円（対当初請負額比8.78%）増加の最終請負額22,555,050円での変更契約を行っている。この変更理由の1つは、工事着手後に個人宅から汚水柵新設要望が3件あり、この要望に応じた工事を施工するためである。 当初の工事目的が管路施設工事であり、契約変更により行った追加工事が汚水柵の設置工事であったことから、追加工事は工事目的と関係のない工事であり、また分離発注が困難ではないと考えられることから、本来は別途発注すべき工事であったと考えられる。</li> <li>また、奈良市の「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（平成25年9月、以下、「ガイドライン」）によれば、基本原則に『設計変更及び契約変更は、工事の目的を変更しない範囲内において、特に必要とする場合又はやむを得ない場合に限り行うことができることを原則とします。』とある。その上で、『当初の工事目的と関係のない工種を追加する場合』には、『設計変更の基本原則の範囲を超えるもので、当該工事との分離発注が困難な場合等を除き、設計変更により対応せず、別途発注とするもの』と示されている。このガイドラインは平成25年9月1日以降の工事請負契約から適用されることから工事契約日が平成25年7月23日である当該契約には直接適用されないが、ガイドラインが設けられた時期及び背景からしても契約変更時には留意すべき事項であったと考えらえる。 工事請負契約における設計変更・契約変更を行う場合には、その可否について十分検討したうえで、契約変更をする必要がある。</li> </ul>	下水道建設課	措置済	<p>奈良市の「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（平成25年9月、以下、「ガイドライン」）に基づき、設計変更及び契約変更については、「工事の目的を変更しない範囲内において、特に必要とする場合又はやむを得ない場合に限り行うことができる。」を原則としています。</p>	平成27年9月30日現在